

[事案 25-41] 契約無効請求

・平成 25 年 10 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料の支払方法について錯誤があったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 1 月に米国ドル建終身保険を契約したが、募集人の説明不十分により、保険料の支払方法が払込期間 15 年間の年払契約であるところ、一時払いと誤信していたので、契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約時、募集人は、保険料が年払いであること、およびその他重要事項を適切に説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の母、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、要素の錯誤（民法 95 条）にもとづき、本契約の無効を求めるものと判断する。

2. 以下の事実を総合勘案すると、申立人および申立人の母が、本契約について、保険料の支払方法が払込期間 15 年間の年払契約であるところ、一時払いと誤信していた（錯誤に陥っていた）と認めることはできない。

(1) 契約時の説明の際には、申立人だけでなく、申立人の母も同席していた。

(2) 契約申込書には、申立人自身が必要事項を記入し、署名している。「払込方法」欄では「口座振替扱」と「年払」が選択されており、「払込期間」および「合計保険料」欄にもそれぞれ記入している。

(3) 申立人が説明を受けたことを自認している設計書には、「保険料払込期間」「年払保険料額」「払込方法は年払いであること」が記載されている。

(4) 設計書には、払込保険料累計、死亡・高度障害保険金、解約返戻金、払済保険金額が経過年数に応じて時系列で記載されており、それを見ても保険料の払込期間が 15 年間であることが分かる（払込保険料累計は、16 年目以降は増加しない）。

3. 申立人および申立人の母の供述内容を検討すると、その信用性に疑問を抱かざるを得ない。